

里町小学校いじめ防止基本方針の概要

(ア) いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する大きな問題である。いじめ防止等の対策を十分に講じることにより、全ての児童がより楽しく安全な学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることが大切である。

そのためには、児童一人一人が大切にされているという実感をもてるようにするとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と信頼を身に付けることができる学校づくりに努めていく。

「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを児童にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていき、未然に予防することに努力していく。また、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命にかかわる問題であること」という認識をもち、日頃から、いじめの前兆となる些細なことも見落とさずに対応し早期発見に努める。もし万が一起きた場合でも、組織を十分に生かして事件が大きくならないように、すぐに対応・早期解決を心がけていく。

いじめは学校による指導だけでは解決できない問題である。したがって、学校の取り組みをより有効にするために、家庭や地域と密接に連携し、いじめに対する地域ぐるみの対策を進めていく。

【いじめの定義】

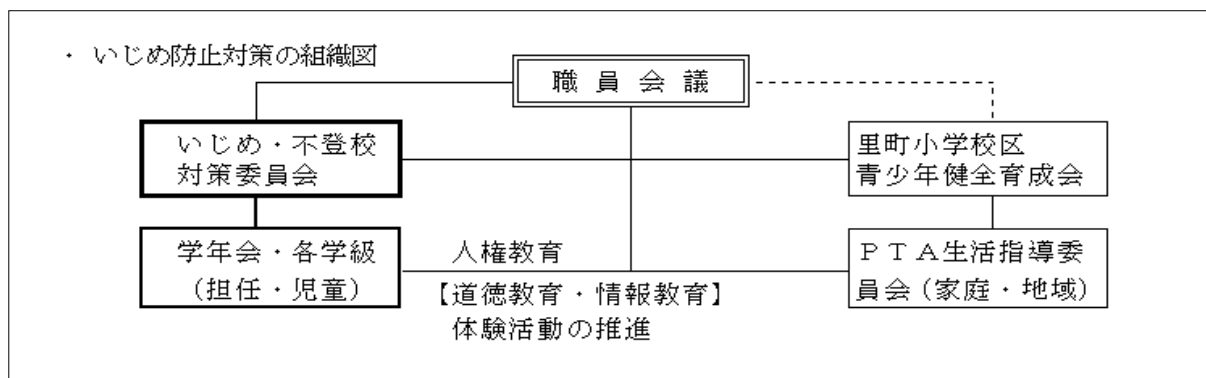
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(イ) いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



※いじめ・不登校対策委員会メンバー：校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー

いじめ防止対策委員会の役割

- ① 「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・教職員・保護者に対して「学校評価アンケート」を年2回行い、学校におけるいじめ防止対策が有効に働いているか検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・学期に1回行う「いじめアンケート」やその後に行う教育相談からの結果の集約、分析、対策の検討を行い、学年会やいじめ・不登校対策委員会で協議しながら有効ないじめ防止対策に努める。
 - ・スクールライフノートの「相談ボックス」の活用を図り、児童の不安・トラブル・悩みなどの相談活動にあたる。いじめに相当する事案があれば、生徒指導主任に連絡を取り、すぐに対応する。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・学校だよりや連絡アプリ tetoru 等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめに対する措置
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、担任や学年主任等、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、「いじめ・不登校対策委員会」で、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

(ウ) いじめの防止等に関する具体的な取り組み

いじめの未然防止の取り組み

- ① 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナー（ネチケット）についての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

いじめの早期発見の取り組み

- ① 「いじめアンケート」や教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ④ スクールライフノートの「相談ボックス」を活用し、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - ⑤ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
 - ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- (エ) 重大事態への対応
- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、次ページの「重大事態対応流れ図」に基づいて対応する。
 - ・ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
 - ・ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (オ) 学校の取り組みに対する検証・見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(Plan プラン{計画}→Do ドウ{実行}→Check チェック{評価}→Action アクション{改善})で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
 - ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (カ) その他
- ・ いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
 - ・ 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
 - ・ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応流れ図】

